

奈良県消費生活条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 奈良県消費生活審議会（第二条 - 第八条）
- 第三章 消費者の被害の救済（第九条 - 第二十四条）
- 第四章 雑則（第二十五条 - 第三十条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県消費生活条例（昭和四十九年十二月奈良県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 奈良県消費生活審議会

（任期）

- 第二条 奈良県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
 - 3 専門委員は、専門の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

（会長）

- 第三条 審議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

- 第四条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

- 第五条 部会に属すべき委員又は専門委員は、会長が指名する。
- 2 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。
 - 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。
 - 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 第四条の規定は、部会の会議について準用する。
 - 6 条例第二十条及び第十条第四号の規定により審議会の権限に属させられた事項についての部会の決議は、審議会の決議とする。

(幹事)

第六条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会及び部会の会務を処理する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、福祉部健康安全局食品・生活安全課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第三章 消費者の被害の救済

(消費生活相談員)

第九条 知事は、条例十九条第一項に規定する苦情の処理その他消費生活に関する必要な業務を行わせるため、消費生活相談員を置くものとする。

(あっせん等の開始)

第九条の二 知事は、条例第二十条第一項の規定によりあっせん又は調停に付する場合は、当該あっせん又は調停に係る苦情の処理の申出をした者に対し、その旨を書面より通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、知事に対し、遅滞なく、苦情内容申告書（第一号様式）を提出しなければならない。

3 知事は、苦情内容申告書の提出があったときは、当該苦情内容申告書の写しを添えて、第一項の申出に係る事業者に対し、あっせん又は調停に付する旨を書面により通知するものとする。

(あっせん等の打ち切り等)

第九条の三 審議会は、あっせん又は調停に係る苦情について、解決の見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。

2 前項の規定によりあっせん又は調停を打ち切ったときは、審議会は、当事者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訴訟費用の貸付けの要件)

第十条 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第三号の規定は、知事が特別の理由があると認めるときは、適用しないことができる。

一 条例第二十条第一項の規定による審議会の調停によって解決されない苦情に係るものであること。

二 同一若しくは同種の原因による被害を受けた消費者が多数生じ、又は生じるおそれがあること。

三 一人当たりの被害額が百万円以下の被害に係るものであること。

四 審議会において、訴訟費用の貸付けを行うことが適当であると認められたものであること。

五 県内に住所を有している者が提起する訴訟であること。

(貸付金の額)

第十一条 条例第二十一条第一項の規定により貸付けを行う資金（以下「貸付金」という。）の額は、次の各号に掲げる費用を基準として訴訟を提起する者一人について五十万円の範囲内で知事が相当と認める額とする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二章の規定により裁判所に納める費用
- 二 弁護士に支払う費用
- 三 前二号に掲げるもののほか、訴訟に要する費用で知事が相当であると認めるもの。

2 貸付金の額は、多数共同して訴訟を提起する場合にあっては、当該訴訟について百五十万円を限度とする。

（貸付金の利息）

第十二条 貸付金は、無利息とする。

（貸付けの申請）

第十三条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟費用貸付申請書（第一号様式の二）に住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定等）

第十四条 知事は、消費者訴訟費用貸付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査その他必要な調査を行い、貸付けの可否及び貸付金の額を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

（貸付金の交付）

第十五条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、消費者訴訟費用貸付金交付請求書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、消費者訴訟費用貸付金交付請求書を受理したときは、貸付金を交付するものとする。

（借用書）

第十六条 前条第二項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）は、消費者訴訟費用借用書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の増額）

第十七条 借受人は、貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の増額を申請することができる。

2 第十一条から前条までの規定は、貸付金の増額について準用する。この場合において、第十一条第二項中「百五十万円」とあるのは、「百万円」と読み替えるものとする。

（貸付決定の取消し等）

第十八条 知事は、第十四条（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の貸付けの決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 相当と認められる期間内に訴訟を提起しないとき。
- 二 貸付金を貸付けを受けた目的以外の目的に使用したとき。

- 三 虚偽その他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
 - 四 第十条第五号の規定に該当しないこととなったとき。
 - 五 訴訟を取り下げたとき。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、この規則に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、貸付けの決定を取り消したときは、貸付金を交付せず、又は期限を定めて貸付金を返還させるものとする。

(貸付金の返還)

第十九条 借受人は、訴訟が終了した日から起算して六月を経過する日までに貸付金を返還しなければならない。

(貸付金の返還債務の免除)

第二十条 条例第二十一条第二項ただし書に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 借受人が死亡し、当該訴訟を承継する者がいないとき。
 - 二 判決又は和解によって確定した額が貸付金の額を下回ったとき。
 - 三 借受人が敗訴したとき。
 - 四 その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 借受人(前項第一号の場合にあっては、借受人の相続人)は、貸付金の返還債務の免除を受けようとするときは、消費者敗訴費用返還免除申請書(第四号様式)にその理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第二十一条 知事は、借受人が災害その他やむを得ない理由により貸付金を返還すべき日まで返還することが著しく困難であると認められるときは、返還債務の履行を猶予することができる。

- 2 借受人は、前項の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟費用返還猶予申請書(第五号様式)にその理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第二十二条 知事は、借受人が正当な理由なく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年一〇・七五パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(届出事項)

第二十三条 借受人(第四号の場合にあっては、借受人の相続人)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類の写しを添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 訴訟を取り下げ、又は訴訟が終了したとき。
- 二 訴訟について請求の趣旨を変更し、又は訴訟の承継があったとき。
- 三 借受人の住所又は氏名を変更したとき。
- 四 借受人が死亡したとき。

(報告等)

第二十四条 知事は、必要があると認めるときは、借受人に対し、訴訟の進捗状況、貸付金の運用状況その他必要な事項について、報告又は説明を求

めることができる。

第四章 雑則

(証明書)

第二十五条 条例第十六条第二項の書面は、第六号様式のとおりとする。

(公表)

第二十六条 条例第二十五条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項を奈良県公報への登載その他県民に広く周知できる方法により行うものとする。

- (1) 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 公表に係る事由

(意見の陳述)

第二十七条 条例第二十五条第二項の規定による事業者の意見の陳述は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見陳述書」という。）を提出してするものとする。

- 2 知事は、口頭による意見の陳述を認めたときは、その指定する職員に、陳述された意見の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成させるものとする。

(意見陳述の機会の付与の通知の方式)

第二十八条 知事は、意見陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、事業者意見陳述書の提出期限その他必要な事項を通知するものとする。

(知事に対する申出の手續)

第二十九条 条例第二十六条第一項の規定による申出をしようとする者は、申出書（第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第三十条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 略

第 1 ～ 6 号様式 略

申 出 書

年 月 日

奈良県知事殿

住 所
申出者
ふりがな
氏 名

印

奈良県消費生活条例の定めに違反する事業活動が行われていますので、同条例第26条第1項の規定により、次のとおり措置をとることを求めます。

記

1 申出の趣旨

(1) 対象事業者

氏 名（名称）

住 所（所在地）

(2) 条例に違反する事業活動

2 求める措置の内容

3 その他参考事項